

島根県教育委員会教育長 様

令和 7年 月 日

専攻科生奨学のための給付金受給申請書 (令和7年度通常申請)

島根県公立高等学校等専攻科生奨学のための給付金給付要綱に基づき、奨学のための給付金(以下、「給付金」という。)の給付を申請します。

※ すべての内容は、令和 7年 7月 1日現在の状況を記載してください。

■下記の事項を必ずご確認のうえ、レ印を付けてください【必須】

← 下記の事項に同意のうえ申請します。

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- 私は島根県以外の都道府県に奨学のための給付金の申請は行っていません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、島根県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 給付金の返還を求められた場合、納期限を過ぎて納付しなかったときには延滞金を納めます。
- この申請の審査に必要な事項について、自治体、福祉事務所及び高等学校等へ照会することに同意します。
- この申請の審査に必要な事項について、生徒が島根県内の公立高等学校等に在学する場合、高等学校等就学支援金、及び直し支援金、または専攻科修学支援金の申請書類および届出書類の個人情報を利用または当該個人情報の提供を受けること

この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く))の支弁対象ではありません。
※支弁を受けている場合は、奨学のための給付金は受給できません。

■申請者(保護者等、いない場合は高校生等本人)

フリガナ		
氏名	姓	名
住所	〒 島根県	
昼間連絡先	携帯	自宅 ・ その他 ()
高校生等との関係	親権者 ・ 未成年後見人 ・ 未成年後見人である里親 ・ 主たる生計維持者 ・ 高校生等本人 ・ その他 ()	

■扶養に関する誓約について次の事項を必ず確認し、下欄に署名してください。

7月1日現在、私が主として給付金の対象となる生徒を扶養していることを誓約します。

扶養者氏名 _____

■給付金の対象となる高校生等(高校生等本人)

(令和7年7月1日現在の年齢を記載↓)

フリガナ			年齢
氏名	姓	名	歳
住所	<input type="checkbox"/> ①の申請者と同じです。		生年月日 昭和・平成 年 月 日
	〒 - (①申請者の住所と異なる場合は記入)		
在学する学校	高等学校		<input type="checkbox"/> 専攻科
	高等学校等専攻科の在学期間等	令和 年 月 ~ 現在	
過去の高等学校等専攻科の在学期間(新しい順)	<input type="checkbox"/> 過去に高等学校等専攻科に在学したことはありません。 (☑を入れた場合は下記への記載は不要)		
1	学校名 <input type="checkbox"/> 専攻科	年 月 日 ~ 年 月 日	在学中に給付金を受給した回数 回
	2	学校名 <input type="checkbox"/> 専攻科	年 月 日 ~ 年 月 日 回

裏面(2ページ目)へ

■下記の事項を確認し、同意される場合は下欄に署名してください。

※高校生等が島根県内の公立高校専攻科に在学の場合

高校生等が在籍する高等学校等専攻科の学校徴収金等に未納金又は未収金がある場合は、給付金を充当します。（給付金の受領に関する一切の行為を学校長へ委任します。）

申請者（保護者等）氏名 _____

■生活保護受給状況の確認（下記の事項を確認し、該当する方に✓マークをしてください。）

<input type="checkbox"/>	私の世帯は、令和7年7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生活保護（生業扶助）を 受給しています。 生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書を提出します。(3ページ目へ)
--------------------------	---

<input type="checkbox"/>	私の世帯は、令和7年7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生活保護（生業扶助）を 受給していないことを誓約します。 保護者等の収入状況を証明する書類(課税証明書等)を提出します。
--------------------------	---

■【保護者等(専攻科の場合は生計維持者)の収入等の状況について】
(該当する口にレ印を付けてください。)

①	<input type="checkbox"/>	親権者（両親）2名分
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人（ ）名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等）2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥	<input type="checkbox"/>	高校生等本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と、「高校生等」を「生徒」と読み替えるものとする。

※ （専攻科のみ） 扶養親族申告書を提出すること。

※個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写し、課税証明書等を提出する保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の氏名及び高校生等との続柄を記入してください。

(ふりがな) 氏名	高校生等 との続柄	(ふりがな) 氏名	高校生等 との続柄

※上記保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の令和7年1月1日現在の市区町村までの住所を記入してください。

都 道 府 県	市 区 町 村	都 道 府 県	市 区 町 村
------------	------------	------------	------------

金融機関名	銀行 金庫 組合	支店 店 出張所	<input type="checkbox"/> 普通 (総合) <input type="checkbox"/> 当座
口座番号	↓ 姓と名の間は1文字あける		
口座名義 (カタカナ)			
現住所	〒		

■ 上記振込口座の通帳等の写しを貼り付けてください。

○△×銀行の普通預金をご利用いただきありがとうございます。

お名前 シマネ カスロウ 様

①金融機関名、②口座番号、③口座名義（カタカナ）

が確認できるページの写しを貼り付けてください。

※ネット銀行の方は、①～③が確認できるキャッシュカードまたは画面の写しを貼り付けてください。

注）口座名義が確認できないキャッシュカード等は受け付けられません。

自動振替・諸契約ご利用メモ

種別	自動受取	自動支払
項目		
受取日		

平成〇〇年〇〇月〇〇日
株式会社 ○△×銀行
(金融機関コード 〇〇〇〇)
取引店 〇〇支店

印

店
0
島 〇〇 様

普通預金通帳

めくれるよう上部のみ
貼り付けてください。

記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

【生計維持者の収入等の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 生計維持者とは、
 - ① 生徒に父母がいる場合
当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ）
 - ② 生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の（1）～（4）に掲げる者である場合
当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。
 - （1）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者
 - （2）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
 - （3）満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
 - （4）そのほか、社会的養護が必要と認められる者
- ニ 【生計維持者の収入の状況について】⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持している者がいるかどうかを確認できる書類（扶養誓約書）を添付してください。
 - （注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。
- ホ （専攻科の場合）生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が3人以上に該当する場合は当該生計維持者に係る扶養親族申告書を課税証明書等とともに添付してください。

留意事項

- イ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ハ 認定基準日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く。）が措置されている場合は、補助対象外となります。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。